平成30年度各部の重点取組の取組結果

部(局)名	公平委員会事務局
部(局)長名	服部高佳

【基本姿勢】

公平委員会は、地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で 職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられています。職員の不利 益処分についての審査請求や勤務条件に関する措置要求に対する審査などが適正に実施さ れるためにも、円滑な委員会運営にむけ、事務局としての調整機能等を十分に発揮するよ う努めます。

【達成度について】

A:達成 (設定した目標を達成することができた。)

B:一部達成(設定した目標の一部のみ達成することができた。)

C: 未達成 (目標達成に向け取り組んだものの、目標達成には至らなかった。)

【重点課題】

	重点課題	平成30年度 達成状況
1	公平審査の適正かつ円滑な実施	А

部(局)名

公平委員会事務局

重点課題 1

公平審査の適正かつ円滑な実施

目指すべき方向(中期的な目標)

職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障します。

活動目標

職員の不利益処分についての 審査請求や勤務条件に関する措 置要求などの審査にあたり、事 務局として委員を補助し、適正 に事務を執行します。

公平委員会連合会主催の事務 研究会等に参加し、公平委員会 業務に必要な知識の習得に努め ます。

具体的な取組実績

公平委員会について、平成30年度は12回開催しました。主な案件として、勤務条件その他人事に関する職員からの苦情相談が5件あり、事務局が面談や聴取を行い、委員会に報告しました。

全国公平委員会連合会主催の研究会が1回、同連合会近畿支部主催の研究会が2回開催され、各々1名が参加しました。

また、大阪府公平委員会連合会主催の事務研究会が2回、研修会が1回開催され、各々1名が参加しました。



達成目標

公平委員会を適正かつ円滑に 運営し、審査を実施します。

公平委員会業務に関する知識を向上させます。



委員会の開催に向け事前に資料の作成 や委員との連絡調整を行うことにより、 委員会を円滑に進めることができまし た。苦情相談については、解決に至るよ う事務局で指導、助言を行うとともに、 経過及び結果を委員会に報告しました。

達成状況

達成

達成度

Д

 \rightarrow

研究会・研修会に参加することにより、公平委員会業務に役立つ知識を得ることができました。

達成

Д

総合評価・総括

不利益処分についての審査請求に対しては、審理が公正かつ適正に実施されるよう慎重に業務を執り行っております。職員からの苦情相談については、相談者の職場環境が改善されるよう指導や助言を行いました。今後も委員会が適正かつ円滑に運営されるよう努めてまいります。